

# 住宅火災から

# 命を守る

火災による死者の  
約7割は住宅で発生！

住宅火災死亡原因の  
約半数が逃げ遅れ！

(放火自殺者等を除く)

この逃げ遅れを  
防ぐために・・・



写真提供 (香川県消防学校)

香川県婦人・女性防火クラブ連絡協議会 香川県婦人・女性防火クラブ連絡協議会 香川県婦人・女性防火クラブ連絡協議会 香川県婦人・女性防火クラブ連絡協議会

## 命を守る

# 住宅用火災警報器

## 設置していますか？点検していますか？

【参考】市町村条例別の設置場所



日本火災報知機工業会

検索

香川県婦人・女性防火クラブ連絡協議会 香川県婦人・女性防火クラブ連絡協議会 香川県婦人・女性防火クラブ連絡協議会 香川県婦人・女性防火クラブ連絡協議会

# 住宅用火災警報器 の点検・交換



点検方法を消防庁動画にて公開中

住宅用火災警報器 消防庁

検索

## 点検は定期的に

本体のボタンを押すか、付属の紐を引きます。正常な場合、正常を知らせる音声や警報音が鳴ります。少なくとも年に2回は、点検しましょう。（春・秋火災予防運動の時期に実施してみましょう。）

**反応しない場合は、すぐに交換しましょう！**

点検方法



点検方法



## 交換の目安は10年

設置年数は、設置の時に記入した設置年月日や交換時期で確認できます。

記載がない場合は、製造年でおよその時期がわかります。（電池切れなどにより正常に作動しない場合があります。）

**設置から10年以上の場合も交換をお勧めします！**

設置年数



記載がない場合



出典：消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/>) を加工して作成。

## 「なぜ設置が必要なのか？」

**「煙を早期に感知し、火災を知らせ逃げ遅れを防ぐため。」**  
**寝室と寝室のある階の階段の天井又は壁に住警器を設置しよう！**

平成23年から**全ての住宅**に住警器の**設置が義務**付けられています。

市町の火災予防条例によって設置場所が異なることがありますので、最寄りの消防本部、消防署に確認しましょう。

※注意 消防職員が個人の住宅を訪問し、住宅用火災警報器を販売することはありません。

## 【お問合せ先】 香川県危機管理総局危機管理課 087-832-3190

高松市消防局	087-861-1504	三観広域行政組合消防本部	0875-23-3972
丸亀市消防本部	0877-25-4004	大川広域消防本部	0879-24-1784
坂出市消防本部	0877-46-0983	小豆地区消防本部	0879-62-2220
善通寺市消防本部	0877-64-0193	仲多度南部消防組合消防本部	0877-73-4974
多度津町消防本部	0877-33-2551	直島町総務課	087-892-2222



「カジナリくん」